

# 明治期における「学校衛生」と「健康教育」の変遷から学ぶ事

—1868年～1912年までと、現代—

寄金 義紀

The thing that is learned in the current of history.

—Change of [School hygiene] and [Education of health] from the Meiji Era  
(1868—1912) to today—

Yoshinori YORIKANE

Abstract

This report is summarized my consideration of historical aspect of Japanese health education.

We might think our health education and school hygiene were not taught before the world war II. Because the delegation of American educational investigation after the world war II was reported that there was few evidence to teach health education and public hygiene at the school in Japan before world war II.

However, I found some books and materials of described health education and public hygiene, which wrote about important and useful our life in school not health education class but discipline/morality class. And those contents were described such as long life for health, that is almost same concept of nowadays' education policy. This is enough to be surprised us. But that time most teacher could not teach students how they use those knowledge in their life.

This is very important point, because before world war II health education system and that philosophy was existed same as today. From this point, we should learn not "what system of health education we need" but "how use educational system for students and how consider the future aim for life". Therefore good educational system of health education must be considered and managed not only what system but also how to use, if that point will not have concept of system, it might not fulfill its function.

Finally, I believe that to learn from historical evidence is teaching us not only to know its case but also what reason made its case, that is, we need to know "what to learn from history."

明治維新によって、近代日本は徳川幕藩体制の殻を破り、新しい「文明開化」の世の中に入って行った。教育組織も新しい人間形成のために、従来の枠を踏みこえて一変しなければならなかった。学問の目的も、儒教的「修身齊家治國平天下」式の治者の学から、明治

最大の啓蒙家であり、家永三郎によって「日本人の思想を封建的形態から近代的段階に誘導するために奮闘した第一人者」と評価される福沢諭吉が的確に表現したように、「人間普通日用に近い実学」へと大きな転換を遂げていくことになる。

近代市民精神の表現であるフランス啓蒙思想の影響を多分に受けたと思わせる明治5年(1872)の「学制」の布告文は、「学問は、士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至っては之を度外におき、学問の何物たるかを辯ぜ」しめなかった封建教学を鋭く批判し、学問は万人のためのものであるとして、有名な「自今以降一般の人民 一華士族農工商及婦女子一 必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」と意気高らかに宣言している。

この「学制」によって、大学校8校、中学校256校、小学校53,760校と多数の学校を造る事になり、初めの頃は、肝腎の子供達が集まらないなどの背景があるにしろ、「国民皆学」が称された訳である。その実態はどうであったかを、教育制度、教科書、国定教科書、教師用教科書、指導要綱、指導要領、文部省訓令、省令、学校設備基準等の資料から、「当時の健康教育の内容」がどのような形で取り上げられているか、「健康教育」の可能性があったのかについて探り「そこから学ぶものは何か」を見る事にしよう。

旧称「学校保健管理」の内容は、学校保健と健康教育を上げることができるが、わか国において、明治以降それがどのような形で取り上げるようになっていたのかを見ることから始めよう。

戦後、アメリカ教育使節団(第1次・第2次)の報告書に、「日本においては、学校衛生も健康教育も低調であった」という事が書かれている。しかし、それ以前の文部省布達、省令、訓令、通牒等を調べると、明治期の前半の時期でも、健康に対する関心と配慮がはらわれていた事が解る。また、小学校の修身、国語、理科等の教科の中でも「健康教育」に類するものが取り挙げられている。これが、「健康教育」として、現在のような形までの展開を見なかったのは「健康」に対する考え方の差が原因であるとも言える。

この事は、「健康」に対する認識を、より确实・正確にすること、その保持に関する実践活動の必要性を指導する事、つまり「健康教育」をおざなりにしていると、百年昔の過ちを、再び犯しかねない要素も含んでいる。

論語の「温故知新」は、よく知られている言葉であるが、本来は「温故知新以師」であり、旧きを尋ねるだけでなく、そこから真なるものを知り、生かすことをしなければ、単なる懐古趣味的知識で終わってしまうことになる。

学校教育制度の変遷のうち、学校衛生、学校保健、健康教育等に関連のあるものは、次ぎのものを挙げる事が出来る。

1864(元治元年) 松本良順「養生法」を著し、西洋医学を紹介。

良順は、箱館(函館)戦争にも参加

1867(慶応3年) 松田玄端「健全学」を著し、公衆衛生の萌芽を創る。

1868(明治元年 慶応4年, 11月19日から明治元年) 西洋医学が許される。

1871(明治4年) 大学を廃し、文部省設置、文部省布達により、東校内に種痘局を置く。

1872(明治5年) 衛生行政一般事務管掌のため、文部省に医務課を置く。(2月)「学制公布」(第27・29・211章)

小学教則を定め、下等小学校4、3級で週2時間養生法が行なわれることになった。「養生法-松本」、「健全学-松田」に基づき、教師の口述授業とした。

1873(明治6年) 学医、巡視事務章程(学校設備衛生の始め)

1874(明治7年) ダビット・モルレー 申報。(ダビット・モレー、ディビット・マレーとも表記されている)

1877(明治10年) 文部書記官 学医巡視報告書。

1878(明治11年) 体操取調掛 のち体操伝習

- 所 教学大旨。
- 1879 (明治12年) 学制廃止 「教育令」公布。  
教育令第45条に、伝染病に罹る者は、学校に出入するを禁ずと学校伝染病予防規程の始まりが見られる。
- 1881 (明治14年) 小学校教則 綱領を定む  
小学校初等3, 中等3, 高等2となり高等科において生理(養生法)を教授する。小学校教員心得(文部省達19号)に健康教育, 学校衛生に関する関心を持つこと, 及び, 教師自身の健康に留意する事等が記述されている。
- 1886 (明治19年) 学校令の制定。  
小学校令(16条)第5条疾病による就学猶予のみ記載, 教育令に見られた伝染病に関する規程なし。尋常小学校には, 理科なし数学のみ。高等小学校には理科はあるが, 教育令施行時にあった養生法は無くなり, 1890年までこの状態が続く。中学校では博物の内の一部で, 「人体の生理及び衛生」が教授される。
- 1888 (明治21年) 活力検査を文部省直轄学校で実施。
- 1890 (明治23年) 改正小学校令 第1・19・23条等(体操は, 場合によっては行なわなくとも良いなど) この年10月30日, 教育ニ関シテ下シ給ヘル勅語・所謂, 教育勅語配布される。
- 1891 (明治24年) 小学校設備準則制定, 制度として学校衛生に関する規定が定められる。三島通良博士, 各学校を巡視, 調査判定を行い衛生設備及び衛生知識の不備, 改善すべき点等を文部省に報告。小学教則大綱, 高等小学校で, 人身生理及衛生を理科で示す。
- 1894 (明治27年) 小学校における体育及衛生に関する訓令  
内容は, 知育に偏する傾向を指摘し, 体育, 衛生についての振興を促したもの。
- 1895 (明治28年) 高等女学校規程, 家事衛生, 理科において人身の生理及衛生を示す。
- 1896 (明治29年) 学校衛生顧問会議及び学校衛生主事を置く。  
この頃までの学校設備衛生の状況は, 三島通良著「学校衛生学」(明治26年11月27日発行)に詳細に述べられている。
- 1897 (明治30年) 学校清潔方法(文部省訓令第1号) 日常, 定期, 浸水後清潔方法等に分けられている。学生生徒身体検査規程に関する文部省訓令(第3号)
- 1898 (明治31年) 公立学校に学校医を置く。(勅令第2号)  
学校伝染病予防及消毒方法
- 1899 (明治32年) 文部省大臣官房に学校衛生課を置く。師範学校, 中等学校, 高等女学校に建築準則を定め, 初めて, 机, 椅子のサイズの標準が示された。  
小学校設備準則改正, 机, 椅子のサイズの標準を示す。
- 1900 (明治33年) 喫煙禁止。  
女子の身体的特性に関しての注意, 配慮事項等を示す。
- 1902 (明治35年) 中学校教授要目を示す。師範学校入学希望者中, 身体障害者の入学禁止を指示。
- 1903 (明治36年) 高等女学校教授要目を示す。
- 1904 (明治37年) 福岡女子師範学校に学校看護婦を置く。学校に赤十字社派遣看護婦を配置するようになるのは, 制度的には1922(大正11年)が最初とされているが, 学校に看護婦を置いたのは, 福岡女子師範学校が最初といえる。
- 1907 (明治40年) 小学校令4回目の改正, 尋常小学校で, 理科(生理・衛生)
- 1908 (明治41年) 学校衛生状況の視察は, 視学官及び視学委員の任務となる。
- 1911 (明治44年) 高等女学校及実科女学校教授要目, 中等学校教授要目改正  
(以上・明治期のみ)
- 1940年代~1950年代の関連の著書から

「わが国の学校衛生の歴史は浅く、学校衛生が誕生したのは、明治24年である。」

阿部三亥：学校行政 p163教育大学講座

「わが国の学校衛生は19世紀末、範をドイツにとり、諸制度、組織は整備したが、その割合に実績を挙げ得ず、明治36年以降、大正5年の期間は、学校衛生の暗黒時代ともいえる。」

荷見秋次郎：新学校保健概論 p5～6

「要するにわが国今日の衛生事情の立遅れは、国民大衆の衛生知識水準の低調が最大の原因であるが、これは従来健康教育が重視されなかった結果である。」

小栗女史：教育第6巻 p241

学校教育：雑誌 昭和14年1月22発行 広島高師附属小学校学校教育研究会  
広島高等師範学校附属小学に於ける健康教育

体育五十年 竹之下休蔵 p125 p287

などに、学校衛生・学校保健・健康教育などの文字が見られる。

学制 1872年8月、文部省布達第13号  
(関連項目)

27章 下等小学教科 6歳～9歳  
8級～1級まで 1級6ヶ月  
10 養生法 講義 13 体術  
上等小学教科 9歳～13歳  
8級～1級まで 1級6ヶ月  
3 博物大意

29章 下等中学教科  
12 博物学 13 生理学  
上等中学教科  
15 生理学大意

211章 小学校に入る男女は種痘或いは天然痘を為したる者に非れば之を許さず

小学教則 1872年9月8日 文部省布達 番外  
修身<sup>キョウギノサトシ</sup> 口授 1週2時

下等8, 6, 5級

童蒙教草等を以て教師自ら之を説諭

す。(飲食を程能すること、養生のこと)

養生 口授 1週2時 下等5, 4, 3級

養生法(前出:松本のもの) 健全学(松田のもの)等に基づき教師自ら縷々之を口述す。

博物 上等小学

4級週4時, 3級週2時,  
2級週3時, 1級週2時

生理 上等小学 1級週1時

教師自ら人身の生養する所以の理を口述す。

上・下・小学 全時間480時(各級週30時間)

国語関係 193 算数関係 118

理科 63 地理 51

歴史 24 修身口授 7

養生口授 6 野画 15

各科温習 3 体操(時数なし)

小学生心得 1872年～73年頃(明5～6年)

東京師範学校から2000部 活字

学校巡視事務章程(1873:6月)

「公立学校設置の位置、室温、空気流通などが悪く、健康に害ある時は、他に移転するように便宜を計るようにすること。」

1891年、小学校設備準則が定められるまで、内容として「健康教育」に関連のありそうなものや学校設備衛生に関する規定は、上記のものだけである。

学区巡視報告書(学監ダビット・モレー：  
デイヴィット・マレー：文部書記官など)

1875～1877年「貧民といえども、摂生法、人身生理の初歩等は大事である。身体幼少時は、脳力体力(原文のママ)共に弱いので、難解な教育を行ない、脳力体力を弱くしないようにすること。幼年子女は身体、才智性行の素性をよく知り、生理学、心理学、的に心身発育の理に従って教科書を作ること。」などの報告あり。

教育令（1879：9月29日。47条から成る。  
1880：12月改正あり）  
45条に、伝染病に罹るものは、学校に入りすることを得ず。（原文のまま）とある。教科を読書、習字、算術、地理、歴史、修身を原則とすると定めている。（修身の中に、衛生思想の指導を含めている。）

小学校教則綱領 1881年（明治14年）  
高等科のみに生理がある。7級後期週2時、8級前・後期週2時で各器官の生理と養生法を実施。同綱領第20条には、（・・・兼ネテ緊切ノ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス云々）とあるが、この生理の時間数の割合は、全体の1.25%で、その中の一部に上記養生法が含まれているにすぎない。

学制、小学教則施行時期（1872～1879）には、その教科として、前記の養生法を基にして「養生法口授」があり、種痘の必要が就学の条件となっている。

教育令、小学校教則綱領施行時期（1879～1886）は、教科としては特になく、高等小学校の生理の中に「養生法を授けること」とされ、学校伝染病予防に関係のあるものが、初めて定められている。

中等学校では、学制・教育令の時期には、何れも「生理」が含まれてはいるが、時間数も少なく、養生法が教授されたとしても、数時間程度のもんと思われる。

小学校令（1886）高等科に生理は置かれたが、教育令時代には置かれていた「養生法」は、含まれていない。

中学校令（1886）博物の中に「人体の生理及衛生」が、5級（第1学年相当）に週1時間、3級・週2時間、1級・週3時間が置かれている。

改正小学校令（1890：第1回改正）

第1条に、児童生徒の身体発育に留意して教育を行なうことが規定された。

第19条 設備衛生に関する規定。

第23条 学校伝染病予防に関する規定。

小学校設備準則（1891）

校地選択の基準、衛生上害のない所、騒音のない所、風紀上悪影響のない所、教室の大きさ、机・椅子の数やサイズは、衛生上、管理上適したもの、生徒一人当たりの広さ、飲料水の準備、衛生上不明な点は、医師と相談して意見を聞く事などが定められている。

しかし、明治以降教育制度発達史などによれば、初めて制度として衛生上の配慮が払われる事になったが、この基準に適したものにするには、校地移転を必要とする学校が多く半年程で校地に関する条文は、若干幅を持ったものに改正されてしまう事になる。

文部省訓令：第5号（1891：11月 明治24年）

小学校教育の目的遂行には、身体は大事な根源であり、身体発育期の幼少の頃から身体を丈夫にする必要があることを指摘している。

改正小学校令・小学校教則大綱（1891：11月17日、文部省令第11号教則綱領）

高等小学理科の中に「人体生理及衛生」があり、学校令施行時期としては初めて、再び「健康教育」的なものが含まれる事となった。ここでは、体育の目的に「身体の成長を均斉にし、健康ならしめる」事がうたわれている。

文部省訓令第6号（1894：9月）

小学校令 再度改正（1900 明治33年）

この改正に伴い、文部省令第14号によって施行規則が定められ、児童の身体を健全に発達せしめん事を期し、何れの教科目においても、その教授は心身の発達の程度に応じて行なうことが謳われている。

る。

同年、中等学校令施行規則・高等女学校令施行規則が定められる。

1899年（明治32年11月4日）

久保田 譲は、帝国教育會において、臨時公開演説を行なっている。

（文部次官を退き、のち 貴族院において教育問題、特に学制改革論の急先鋒であった）

「将来国家ノ盛衰ニモ關係」を持つ最重要問題である「教育制度ノ改革ハ、是レヨリ重ヒ問題ハナイ」として、縷々述べ、「学生ノ身体ハ甚ダ羸弱ニナリ、精神ハ、衰耗シ、風紀ハ廢頽シ、甚ダシキハ之ガタメ自分ノ生命ヲ失ヒ」と藤村 操の華嚴の滝への自殺を例に挙げ、「其子弟ノ体力、身体ガ弱ク、諸事ニ堪ヘラレズ」と、国家の資力、国民の生計衣食住の程度まで欧米と比較し、「甚ダ低調、国民ノ体力ハ身長デハ三寸、（約10cm）量目ハ三貫目（約12kg）モ軽ク」と歎き、「健康ニオイテモ、欧米諸国人ニ比シ遺憾ナガラ遜色ガアル」と談じて「学科課程ガ統一ヲ欠キ、教育ノ方法ヲ適セズ、学生生徒ノ心カヲ勞スル事ガ過度デアリ」、「身体モ精神モ次第ニ弱ッテキテ」其の教育目的である「身体モ精神モ共ニ強健ニスルトイフ主意ニ反対」の結果を来してきたと述べ、「文部省ノ学校衛生ニ従事シテイル人ノ話シニ依ルマデモナク、小学校ノ生徒ノ大半ハ病体デアル。中学校デモ半数ハ近視、或ヒハ肺病、マタハ、脳病ト言ハレルヨウニ、学生ニハ病人ガ多ヒ」そして、「在学中ニ学問ノタメノミナラズ、他ノ事情ノタメニモ精力ヲ使ヒ、学校ニ居ル間ニ消耗シテ、卒業後ハ自分ノ衣食ヲ求メルノガ急務デ、勇氣モ元氣モ無クナッテシマッテイル」、「身体強健ニシテ、オモ学モ餘リアリ、氣骨ノアル、日本帝国ノ国土デアルトイフ身体ヲ備ヘテイル者ハ、一体ドノクラヒアルノカ、甚ダ、心細イ現状デアル」「コノヨフナ、現状ノ制度ヲ根本カラ改正シ」、「其ノ

結果トシテ、学問ト共ニ身体ハ益々健康ニ発達シ、勇壯活潑ニシテ、カツ、愉快ナ学校ノ生活ヲスルヨフニシナケレバナラナヒ」と400字原稿用紙、約60枚程度の講演を行なっている。

間もなく時代は、2000年時代（21世紀）を迎えるわけであるが、1990年代の現在になされた講演であっても、おかしくない内容を含んでいる。95年程昔に「問題とされていた事」が、この間に、問題解決がなされず、今も、当時と類似の問題が生じている現状は、「歴史は繰り返す」などと、呑気な事を言って、甘えていて良いほど、現代は、よい条件では無いはずである。

再び過ちを繰り返す「危険性」の方が多くと感じるのは、筆者だけなのであろうか。

なお、明治時代の当時でも、

国語教科書には、

子供の看病、子供の病気、人のからだ、煙草と酒、皮膚の養生、養生、人の身体、料理、伝染病、看護の心得、おくすり、むしろ、目と耳と口。

などが教材としてあり、「教師用教科書」の解説には、これらと関連して、「衛生、健康上の注意も行う事」が記述されている。

修身教科書には、

姿勢、きょうだい、からだ、元気よくあれ、たべもの、せいけつ、けんこう、めしつかいをあわれめ、しんたいについてのこころえ、公衆衛生、身体、節制、からだを大切にせよ、たべものにきをつけよ、きょうだい仲よく、迷信をさげよ、

などが教材としてあり、「教師用教科書」の解説には、これらに関連して、「衛生思想・健康思想も合わせて行なう事」が、記述されている。

これらを見てくると、部分的とはいえ、「健康教育」の範疇に含まれる事が取り上げられている。現実の問題としては、「健康に対す

る考え方」が現在のように確立されていなかった事。明治期の「脱亞入歐」－（この説は、福沢諭吉が1885：明治18年に唱えたとされているが、既に、1798：寛政10年に、本多利明が、その著：経世秘策：の中で提唱している事である）－の背景があることや、また、当時の教育思想そのものが健康教育を重視する方向を志向していなかった事もあり、人間尊重の思想ではなく、「忠君愛国・富国強兵」的な思想の下では、精神主義的健康観にならざるをえなかったのかもしれない。「健康教育の可能性」があったにしろ、健康に対する概念の差から、健康教育としては実施されず低調であったのは、止むを得なかったとも言えよう。

これらの経緯から、学ばなければならない事は多い。

それは、現在の社会的な背景の下で発現している青少年の「身体の虚弱化」、年少期の「成人病、腰痛、高血圧、十二指腸潰瘍等」の発現」－小学生に発生し始めているとされてから久しい－、幼児や年少者の自殺、年少殺人者の発生等、何れも、大人目から見れば「年少者の心身の異常」としか考えられない事が、1970年代から1990年代にかけ、多数発生している事実があること。これらを、そのまま放置しておいてはいけないということである。現状のまま手をこまねいているのは、久保田譲の講演後95年近い間、何も進歩が見られなかったと後世の歴史家から評価されてしまう。

制度がある事に安住せず、制度を生かす事。健康教育の場では、何よりも「実践する」事が大事であることを学びとらねばならないのであろう。

1980年代後半、学校の中で大きく問題とされた「校内暴力」、「管理」、「校則」、「登校拒否」問題等は、小学校・中学校・高等学校で

教育や学習が無視され、（とまでは言えないとしても、ほぼこれに近い状態で）「入試合格だけの偏差値」受験対応・対策のみの教育がなされた結果のひとつも考えられる。また、その責任は、<sup>4</sup>大学側の「入試制度－共通一次、センターテスト」にあるとも言える。そこでは、「教育」、「学習」も「勉強」も成されず、大学に「遊びを学び」に来るのなら未だしも、「目的もなく大学に遊びに来る若者」の大量生産が残ってしまった結果ともなっている。

また、高齢化社会の出現（1988：8月・昭和63年、厚生省は平均寿命 男性75.61歳・女性81.39歳になり、スウェーデンを追い抜いたと発表）は、30年近くも前から判っていた事である。ただ、対応がニブかったに過ぎない。平成3年度の平均寿命国際比較でも、日本人男性76.09歳、女子82.22歳で、世界で第1位である。しかしながら、一方では、昭和49年度を境として始まる国民医療費の、毎年一兆円を越す増加ぶりにも驚きを示すのみで、その対応策に執り遅れてしまっている。昭和46年当時、私が総理府青少年対策本部、体力づくり運動係長時代に「国民医療費の10分の一節約運動」のアイデアを示し予算化しようとした時も、「話は解る」で片付けられ、大蔵省の担当官からの「このような事は、厚生省がやるべきこと」の一言で、捨てられてしまった経緯がある。当時の国民医療費2兆7千250億円の時なら、2千7百億円。昭和60年、国民医療費が16兆円を超過する勢いの時なら、1兆6千億円。そして、平成3年度・21兆8千260億円という国民医療費の現在なら、2兆1千8百億円という数字になる。この節約成功分の金額は、「身体の修理費」的な使われ方ではなく、「身体を、より健康的にするため」か「より建設的なこと」に、有効な使われ方がされている事になる。

個人が支払うものだけに、「他人が、とかく言うことではない」とも言えるが、国民

医療費の中身は、その10分の三が「税金」で賄われている事を、もっと広く知らせて節約運動を展開し、その分の額を、消耗的ではなく、建設的に有効に利用するという発想の変換を計らなければならないであろう。

日本以外の国に対するものとして、「発展途上国」とか「後進国」とか「新興国」などの言葉が残されているが、日本国の（と言うよりも、それを使い始めた日本人の、と言うべきか）「思ひ上がり」以外の何物でもない発想といえる。最近はこちらの言葉を用いなくなつてはきているが、大変、恥ずかしい言葉であると感じている。

明治維新の頃、当時の為政者たちは、わが国は後進国であると自覚し、新興国の意気込みで、必要性があつて「文明開化」に取り組んだ。そして、江戸期には、「お江戸」はロンドンなどよりはるかに多い人口を抱え、そこに住む人々は、その以前から清潔で、江戸期当時のロンドン市民などよりはるかにレベルの高い文化生活をしていたことを忘れ、「全てが遅れている」として、それまで、中国からも学んだ千年以上の知恵を捨て、あざやかすぎるほどあざやかに、西洋技術文明への一斉転換をやつてのけてしまったのである。この過ちに似たことは、第二次大戦後「日本のやり方は全て悪、自由アメリカは全て正」的な発想として繰り返された。

歴史を学ぶということは、何時、何処で、何があつたか、を知識として覚えるだけでは

なく、数々の資料の脈絡をつかみ、その背景を見抜く力を養い、それぞれの民族や国家が持つ多様な文化遺産を大切に「心育てる」ことではあるまいか。

筑波大学では、最近「過ちを繰り返すに類すること」を、平気で行なつたような気もする。筑波大学の学生で「大学生として、満足な文章も書けない」者が多いのに、国語を必修単位から外したり、「4年間、通年単位、計4単位の体育」の授業を、2単位でも可、3でも4単位でも可とし、それが、各学類で決められたことなどである。

「2単位で結構」と定めた学類の学生たちが、このまま経過し、やがて、4年、5年過ぎた時点で、「以前に比べて、うちの学類の学生にノイローゼ患者が増えてきた」などと、その学類の担当教官の話題になつたり、10年、20年経って、卒業生が社会で活躍する年齢になつた頃「筑波大学の卒業生は粘りが無い」といわれ、調べてみると大学時代に体育の単位は、2単位のグループだった。などの評価を受けないことを望んでいる。

人間のやること、誤ちを犯すのは、あり得ることではある。しかし、同じ誤りに似たことを繰り返すのは、利口な人間のやることではない。まして、同じ誤ちを二度繰り返すのは、愚かな人のやることである。そこに至る背景、そこに至つた背景など、歴史から学ぶことには、貴重なものがある事を知るべきであろう。